

## 三菱UFJ銀行での市税、上下水道料金等公金納付について

令和3年4月1日から、三菱UFJ銀行の窓口で市税等を納付いただく際に、同行が定める手数料が発生します。なお、口座振替は引き続き、手数料の負担なしで利用いただけます。

※納付場所の項目に三菱UFJ銀行が記載されている納入通知書で納付いただく際も手数料が発生します。

※市税等とは、市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育園保育料、上下水道料金等の公金をいいます。  
なお、令和3年4月1日以降も窓口での納付に手数料が発生しない金融機関等は以下のとおりです。

・三井住友銀行 ・姫路信用金庫 ・日新信用金庫 ・中兵庫信用金庫 ・兵庫県信用組合  
・みなと銀行 ・みのり農業協同組合 ・ゆうちょ銀行、または郵便局

☎会計課(庁舎1階) 担当:長濱暁子 ☎43-0406

## 清掃、美化活動を支援します / アドプトプログラム

市民のみなさんと市が協働で進める地域の美化活動である「アドプトプログラム」。市が管理する道路、公園、河川などの美化、清掃活動を行うための資材を市から支給します。

☎都市整備部土木課(庁舎3階)  
担当:檜原武士 ☎43-0504  
〒673-1493 加東市社50

**対象** 次の①～③を全て満たす団体

①5人以上で構成され、過半数が市内に在住、または在勤

②年3回以上の美化活動を2年以上継続して実施できる

③政治活動、宗教活動、営利活動を目的としていない

**対象箇所** 市が管理している道路、公園、河川など

※詳しくは、土木課にお問い合わせください。

**対象となる活動** 草刈・ごみ拾い・花壇の手入れなど

※従来から実施されている地区(自治会)でのクリーンキャンペーンとの組合せも可能です。

**支給物資** 草刈機の刃や燃料・除草剤・清掃用具などの資材  
※傷害保険(全国町村会総合賠償保障保険)への加入も含みます。

**参加申込書** 土木課、市ホームページ

**申込方法** 土木課に持参、郵送

## 東日本大震災の教訓から今後私たちが行うこと

平成23年3月11日に発生し、2万人以上の方の命を奪った東日本大震災。この大災害を踏まえ、災害対策基本法が改正され、国民に次のような努力義務が課せられました。

- 食料、飲料水等、生活必需物資の備蓄
- 防災訓練への参加
- 過去の災害から得た教訓の伝承

また、地区や自治会、事業者が共同し、素案を作成のうえ、市防災会議に対し地区防災計画を提案できる「地区防災計画制度」も創設されました。地区防災計画制度に関する詳細は、内閣府の防災情報のページをご覧ください。

内閣府 防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/>

☎総務財政部防災課(庁舎4階) 担当:上月克己 ☎43-0403



## 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税減免の申請期限は、3月31日(水)です。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で収入が減少した世帯を対象に国民健康保険税が減免される制度があります。申請期限は3月31日(水)ですので、申請がお済みでない方はお早めに申請ください。

**対象**…次の㉠～㉣のいずれかに該当する世帯

㉠新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した

㉡新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った

※重篤な傷病とは、1か月以上の治療が必要であるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重いことをいいます。

㉢新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した

※世帯の主たる生計維持者が次の①～③の全てに該当している必要があります。

①事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ、30%以上減少した

②前年の合計所得金額が1,000万円以下

③収入が減少した種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下

※主たる生計維持者とは、世帯主のことをいいます。ただし、世帯内の加東市国民健康保険被保険者で世帯主よりも収入が高い方を主たる生計維持者とみなすこともできます。

※前年とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間をいいます。

**減免対象となる国民健康保険税**…次の①、②の両方に該当するもの

①平成31年度分、および令和2年度分

②納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの1年間

※さかのぼって国民健康保険に加入した場合は、令和2年2月以降分の国民健康保険税が対象です。

**減免額について**

○㉠、㉡に該当する場合…全額免除

○㉢に該当する場合…一部を減額(表1で計算した対象保険税額×表2の区分に応じた減免割合)

| 表1 対象保険税額 (㉠×㉡÷㉢) |                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------|
| ㉠                 | 世帯の被保険者全員について算定した保険税額                                |
| ㉡                 | 世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等(※)に関する前年の所得額(2種類以上ある場合は、その合計額) |
| ㉢                 | 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者、および全ての被保険者の前年の合計所得金額             |

※事業収入等…事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入

| 表2 | 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免割合 |
|----|-----------------------|------|
|    | 300万円以下               | 100% |
|    | 300万円を超え400万円以下       | 80%  |
|    | 400万円を超え550万円以下       | 60%  |
|    | 550万円を超え750万円以下       | 40%  |
|    | 750万円を超え1,000万円以下     | 20%  |

主たる生計維持者の事業等の廃止、または失業があった場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除します。

**申請に必要な書類**

㉠、㉡、㉢共通の提出書類…国民健康保険税減免申請書(新型コロナウイルス感染症用)、収入申告書  
※市ホームページからダウンロードできます。

㉠、㉡に該当する場合…死亡診断書(死体検案書)、医師の診断書など

㉢に該当する場合…事業の廃止、失業したことが分かるもの(㊟退職証明書、健康保険資格喪失証明書、解雇通知書)

主たる生計維持者の令和2年1月から12月までの間の収入が分かる書類の写し(㊟給与明細書、源泉徴収票、売上台帳)

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:宮田麻央 ☎43-0500